● 農業委員会における農地利用最適化に向けた新体制への移行

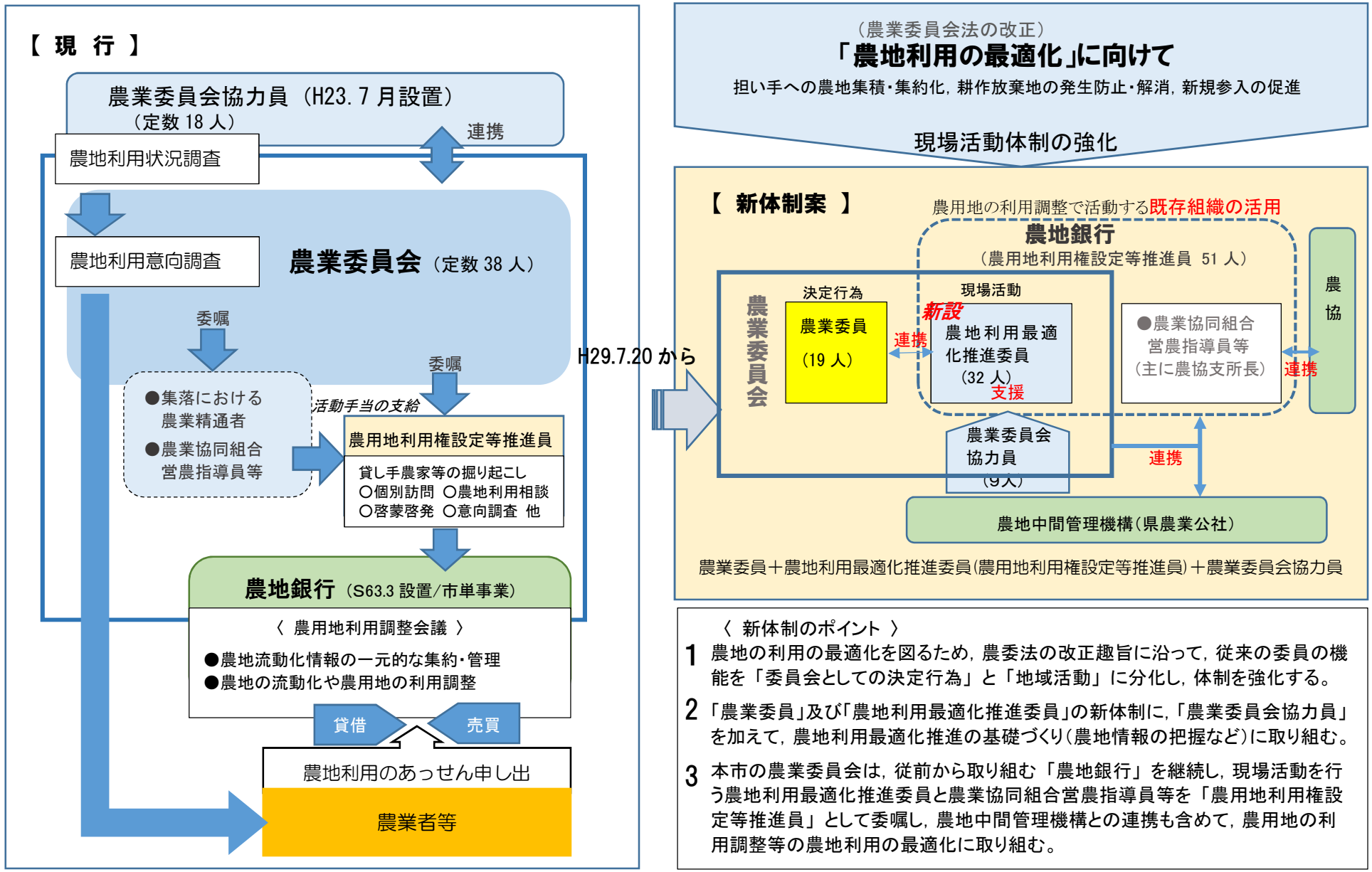

〈 新体制のポイント 〉

1 農地の利用の最適化を図るため，農委法の改正趣旨に沿って，従来の委員の機能を「委員会としての決定行為」と「地域活動」に分化し，体制を強化する。

2 「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」の新体制に，「農業委員会協力員」を加えて，農地利用最適化推進の基礎づくり（農地情報の把握など）に取り組む。

3 本市の農業委員会は，従前から取り組む「農地銀行」を継続し，現場活動を行う農地利用最適化推進委員と農業協同組合営農指導員等を「農用地利用権設定等推進員」として委嘱し，農地中間管理機構との連携も含めて，農用地の利用調整等の農地利用の最適化に取り組む。